

ID: 295

担当部署: 都市建設課

処分の概要	譲受け希望の申出等の撤回の同意		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の5第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第118条の5の規定による。 (譲受け希望の申出等の撤回) 第118条の5 譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者は、第118条の2第1項の期間(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者にあつては、同条第6項において準用する同条第1項の期間)が経過した後においては、施行者の同意を得た場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。 2 施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限り、前項の同意をしなければならない。 3 第118条の2第8項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。 4 第118条の2第2項又は第3項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。 都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日